

令和5年度三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託

募 集 要 項

三浦市では、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い児童等がいる世帯に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事又は育児の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする「三浦市子育て世帯訪問支援事業」を実施します。

この事業は、事業者の専門性や強みをとおして、家事や育児の支援だけでなく、対象の家庭状況を確認するとともにその世帯の課題を把握し、こども家庭課と情報共有することで必要な支援につないでいくことを期待しています。

そこで、支援ニーズが高い児童等がいる世帯の支援を実施できる事業者を募集しますので、業務の趣旨を御理解の上、皆様の御応募をお待ちしています。

三浦市 保健福祉部 子ども課 担当

〒238-0298 三浦市城山町1番1号

電 話 046-882-1111

ファクシミリ 046-882-2836

1 業務の概要

(1) 業務の目的

子育て世帯訪問支援事業は、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い児童等がいる世帯に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事又は育児の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

(2) 対象者

本市が指定するヤングケアラー等の支援ニーズが高い児童等がいる世帯とします。

(3) 業務内容

主な業務内容は次のとおりですが、具体的な内容については、「三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおりとします。

ア 家事支援

イ 育児支援

2 応募要件

本業務応募時において、次の条件を全て満たす事業者とします。ただし、個人での応募はできません。

- (1) 神奈川県から指定を受けている障がい児を対象とした居宅介護サービスを提供する事業所であり、令和4年度に支援の実績があること
- (2) 本業務実施に当たり、訪問支援員が対象世帯の状況把握や相談を行う中で、訪問支援員をサポートするとともに関係機関等と連携できる者を配属していること。
- (3) 本業務に係る経理と本業務以外の事業等に係る経理を区分し、本業務の収支を明らかにできること。

3 委託料

委託事業に対する次の経費は、本市から支払う委託料とする。ただし、家事支援や育児支援に係る交通費や買い物の費用等の実費相当額は利用者の負担とする。

(1) 訪問支援費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 1回2時間以内

イ 1時間当たり3,000円

ウ 1回当たりの手数料1,860円

(2) 事務費・管理費

1か月当たり47,000円

(3) 支払い

事業実施月の翌月末（事業実施月の翌月10日までに実績報告書及び請求書を御提出いただきます。）

4 委託期間

契約日から令和6年3月31日までとします。

ただし、令和6年度における契約についても必要であると本市が判断した場合には、令和6年度予算の範囲内において単年度の随意契約ができるものとします。

5 応募に係る書類の提出

(1) 提出書類

- ア 業務委託応募届（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）

(2) 提出部数

- (1) 提出書類のア及びイを各1部

(4) 提出先

〒238-0298 三浦市城山町1番1号（三浦市役所）
三浦市 保健福祉部 子ども課

(5) 提出方法

- ア 窓口持参
- イ 郵 送

(6) 留意事項

- ア 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- イ 応募に係る書類の作成・提出等に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ウ 提出書類及び業務委託について情報公開請求が提出された場合、三浦市情報公開条例に基づき、請求者に開示をします。

6 契約の締結

7 業務委託に係るQ & A

(1) 委託する事業数は1者か。

今回、応募いただいた全ての事業者に委託します。
ただし、応募書類に虚偽の内容が記されている等、業務委託に相応しくない事業者は、対象外となります。

(3) 本要項2 応募要件（2）にある「訪問支援員をサポートするとともに関係機関等と連携できる者」とは。

訪問支援員が派遣され、その家庭の困り感や課題を見つけた場合に、訪問支援員への助言や指導をしたり、関係機関等へ連絡して連携を図ることができる者で、特に資格は問いません。

(6) 当日に連絡なしでキャンセルがあった場合は、委託料は支払われるか。

訪問支援員が派遣されたが、居宅に不在で支援できなかった場合は、支援はしていないため、訪問支援費用（1時間当たり3,000円）は支払いの対象外になります。
ただし、訪問調整・記録等の手数料1,860円は支払いの対象とします。

(第1号様式)

三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託
応 募 届

令和 年 月 日

「三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託」に応募しますので、三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託誓約書(第2号様式)を添えて次のとおり提出します。

事業者名	
応募要件の事業所区分	<input type="checkbox"/> 障がい児を対象とした居宅介護サービスを提供する事業所 (令和4年度に支援の実績あり) <input type="checkbox"/> ヘルパー派遣事業受託事業所
事業所	【所在地】 【電話番号】 【ホームページURL】
代表者職・氏名	
本事業の担当者名	
訪問支援員のサポート及び 関係機関等と連携する者	
本事業に従事する 訪問支援員数	人

※ 応募時点の内容を記載してください。

(第2号様式)

誓約書

令和 年 月 日

(宛先)

三浦市長

住所又は所在地

事業者名

代表者氏名

当方は、令和5年度三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託の応募に当たり、次の1から3のすべてにおいて相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 民事再生法に基づく再生手続又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められない
- 2 三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でない
- 3 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者である

以上

(第3号様式)

令和 年 月 日

(宛先)

三浦市保健福祉部子ども課

令和5年度三浦市子育て世帯訪問支援事業業務委託
募集要項等に関する質問書

住所又は所在地

事業者名

【担当者】

担当者名 (ふりがな)		所属 (部署名)	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			

【質問の内容】

質問事項	(募集要項・仕様書の別、ページ数、項目等)
内容	

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 : 三浦市 保健福祉部 子ども課 担当
ファクシミリ 046-882-2836
電子メール hoken0701@city.miura.kanagawa.jp